

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 養父市<br>(28222)      |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 上・下小田<br>(上小田、下小田)  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月10日<br>(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○70歳以上の農地面積が15.1haあるが、後継者は確保している。後継者が継続的に営農できるように、スムーズな引継ぎが必要  
○認定農業者が1名、規模拡大意向農家が3名いるため、今後農地の集約集積が必要。  
○井堰が老朽化しており、今後の水利の確保に懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する方針。  
また、コウノトリ育む農法による減農薬、無農薬の水稻栽培にも取り組んでいる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 20.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 20.5 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 地区内農地の集積・集約化を目指し、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて担い手へ農地の貸付けを進めていく。                   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。  |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| 井堰の老朽化による機能を確認し、今後の水利の確保を行う。<br>水路・農道の保全については、多面的機能支払交付金交付金を活用し、維持管理を行う。作業の重労働の簡素化を図り、少ない人数での維持管理ができる仕組みを検討する。井堰の改修を進め、水利の確保を行う。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 地域の農業者数が減ってきているため、集落営農組織の立ち上げを検討する。  |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
|  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |  |  |                               |
|---|---|--|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業           | <input type="checkbox"/> ④輸出             | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等                | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策  
金網柵については、全体で点検を実施しながら、農会の役員が定期的な保全管理を行う。
- ②有機・減農薬・減肥料  
コウノトリ育む農法を引き続き推進する。
- ⑧農業用施設  
水路農道については、点検を定期的実施し、多面的機能支払交付金を活用し維持管理を行う。
- ⑨その他  
稲作以外の営農作物を地域で検討する。